

令和6年勝浦町マラソン議会（6月会議）会議録第1日目

1 招集年月日 令和6年6月18日

1 招集場所 勝浦町役場議場

1 開閉日時及び宣告

開 議	6月18日	午前9時30分	議 長	松 田 貴 志
散 会	6月18日	午前10時54分	議 長	松 田 貴 志

1 出席及び欠席議員

○出席議員（10名）

1番	内 谷 安 宏	2番	福 井 裕 美
3番	長 尾 隆 資	4番	玉 置 守
5番	花 房 勝 一	6番	瀬 戸 直 一
7番	美 馬 友 子	8番	松 田 貴 志
9番	篠 公 一	10番	井 出 美智子

○欠席議員（0名）

1 会議録署名議員

3番	長 尾 隆 資	10番	井 出 美智子
----	---------	-----	---------

1 地方自治法第121条第1項により説明のために出席した者の職及び氏名

町 長	野 上 武 典	副 町 長	山 田 徹
教 育 長	市 川 公 雄	政 策 監	佐 藤 健 司
総務防災課長	中 瀬 弘 晴	税 务 課 長	藤 井 小百合
住 民 課 長	後 藤 信 之	福 祉 課 長	長 友 清 美

1 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 松 本 博 文

1 議事日程（第1号）

開議宣言

日程第1 諸般の報告

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 議会運営員会所管事務調査報告

日程第4 議案第1号 小松島市との間における事務の委任について

日程第5 議案第2号 令和6年度勝浦町一般会計補正予算（第1号）について

日程第6 議案第3号 令和6年度勝浦町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

日程第7 報告第1号 令和5年度勝浦町一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第8 報告第2号 令和5年度勝浦町農業集落排水事業会計繰越明許費繰越計算書について

日程第9 報告第3号 一般社団法人かつうら国土と未来振興の経営状況について

日程第10 議員派遣について

1 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第10まで（第1号）

1 会議の経過

別紙のとおり

~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（松田貴志君） おはようございます。

ただいまから令和6年勝浦町マラソン議会6月会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ配付のとおりでございます。

~~~~~

○議長（松田貴志君） 日程第1，諸般の報告を議題とします。

各種会議等への出席状況は、お手元に配付の報告書のとおりです。

また、監査委員から例月出納検査の結果が提出されていますので、ご報告しておきます。

次に、法第121条第1項の規定により、説明者として出席を求めたのは、野上町長のほか、お手元に配付の出席要求書のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（松田貴志君） 次に、日程第2，会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、議長において指名いたします。

6月会議における会議録署名議員は、3番長尾議員、10番井出議員の両名を指名いたします。

~~~~~

○議長（松田貴志君） 次に、日程第3，議会運営委員会所管事務調査報告を議題とします。

議会運営委員会調査結果の報告を求めます。

節議会運営委員長。

○議会運営委員長（節 公一君） 議会運営委員会から報告いたします。

6月11日に議会運営委員会を開催し、6月会議の日程等について協議を行った結果、本日1日の開催といたしましたので、ご協力お願ひいたします。

○議長（松田貴志君） ただいまの議会運営委員長の報告に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松田貴志君） それでは、議会運営委員会所管事務調査報告を終わります。

~~~~~

○議長（松田貴志君） 次に、日程第4、議案第1号、小松島市との間における事務の委託についてから日程第6、議案第3号、令和6年度勝浦町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてまでを一括して議題とします。

これより第一読会を開きます。

町長から、議案第1号から議案第3号までを一括して趣旨説明を求めます。

野上町長。

○町長（野上武典君） おはようございます。

今年の梅雨は、何かまとまった雨が多いように思われます。災害に十分に注意していかなければならないと思うところでございます。

梅雨に入り、暑さとともに湿度も高くなり、熱中症へのリスクも高まってきています。今まで発表されていた熱中症警戒アラートだけでなく、令和6年度からは、暑さ指数が県内どの地点でも基準を超える場合に、前日に熱中症特別警戒アラートが発令されることとなりました。発令される場合には、勝浦町でも、役場、図書館、住民福祉センターをクーリングシェルターとして開放することといたしました。冷房設備のない住宅で日中過ごされていらっしゃる方にはぜひ活用していただきたいと考えております。

本日は、勝浦町マラソン議会6月会議を開会いたしましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多用のところご出席を賜りまして、深く感謝いたします。

それでは、本議会に上程いたしております議案につきましてご説明申し上げます。

議案第1号、小松島市との間における事務の委託についてであります。

これは、広域ごみ処理に係る小松島市との間における事務の委託を行うに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

議案第2号、令和6年度勝浦町一般会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,597万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を41億8,497万2,000円とするものであります。

議案第3号は、令和6年度国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ280万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を41億8,497万2,000円とするものであります。

額を6億4,544万1,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明をいたさせますので、ご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（松田貴志君） 町長の説明が終了しました。

続いて、関係各課長から詳細説明を求めます。

議案第1号について。

後藤住民課長。

○住民課長（後藤信之君） おはようございます。

議案第1号につきましてご説明申し上げます。

この議案は、勝浦町と小松島市が一般廃棄物の広域処理について事務委託により実施する協議が調ったことに伴いまして、地方自治法第252条の14第1項の規定により規約を定めるものでございまして、同法第252条2の2の第3項の規定により議会の承認議決を受ける必要がございますため、今議会に上程させていただいております。

上程いたします規約の概要としましては、第1条として委託事務の範囲、第2条として管理及び執行の方法、第3条としまして、経費の負担としてはこれを小松島市長が勝浦町長と協議して定めること、それから第9条としまして、規約に定めるもののほか必要な事項は協議により定めるものとしてございます。

以上が概要でございます。

議案第1号につきまして、以上でございます。

○議長（松田貴志君） 議案第2号の全体説明と総務防災課関係について。

中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 改めましておはようございます。

議案第2号、令和6年度勝浦町一般会計補正予算（第1号）について、まずは全体をご説明させていただきます。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入、14款国庫支出金、2項国庫補助金、補正額5,494万6,000円、19款繰越金、1項繰越金、102万6,000円、歳入合計5,597万2,000円でございます。

続きまして、歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、補正額60万円、3款民生費、1項社会福祉費

5,537万2,000円、歳出合計補正額5,597万2,000円でございます。

歳入歳出それぞれ補正後の額といたしまして、41億8,497万2,000円とさせていただいております。

続きまして、総務防災課の補正予算でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目総務管理費でございます。こちらのほう、補正額、12節のシステム改修委託料60万円の補正でございます。

こちらのほうは、所得税の定額減税特別控除に伴うシステム改修でございます。システム改修費といたしまして、60万円を予定をさせていただいております。こちらのほうは、人給システム導入業者である四国情報管理センターへの委託予定とさせていただいております。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（松田貴志君） 続いて、議案第2号の税務課関係と議案第3号について。

藤井税務課長。

○税務課長（藤井小百合君） おはようございます。

議案第2号、令和6年度勝浦町一般会計補正予算（第1号）の税務課関係について説明をさせていただきます。

科目は民生費の社会福祉費となります。

事業名は、定額減税補足給付金事業です。物価高騰の状況において、定額減税の恩恵を十分に受けられない所得水準の方を支援する目的で、調整給付金を給付いたします。

事業費ですが、調整給付金3,800万円と通信運搬費、会計年度任用職員の給料、職員の時間外勤務手当等の事務費167万4,000円の合計3,967万4,000円です。

財源は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（一体支援枠分）3,929万1,000円と一般財源の38万3,000円となります。

給付対象者については、定額減税一体支援給付の概要をご覧ください。

まず、定額減税について説明をいたします。

合計所得額が1,805万円以下の方で所得税、住民税所得割が課税されている方について、6月から定額減税が実施されています。所得税については、3万円掛ける減税対象人数、住民税所得割については、1万円掛ける減税対象人数が減税対象額となり

ます。

減税の方法ですが、給与所得者の場合には、所得税、住民税所得割とも6月から減税を行います。事業所得者の所得税は、原則確定申告時に減税を行います。住民税所得割分については、6月徴収分から減税を行っております。年金所得者については、所得税については6月給付分から、住民税所得割については10月分から減税を行います。この段階で定額減税を全額引き切ることができない方が調整給付の対象となります。所得税と住民税所得割の控除不足分の合計額を1万円単位に切り上げた額が調整給付金の支給額となります。

算出方法ですが、まず所得税の定額減税可能額から令和6年分推計所得税額を差し引き、所得税分の控除不足額を算出します。次に、住民税所得割の定額減税可能額から令和6年度分住民税所得割額を差し引き、住民税所得割分の控除不足額を算出します。所得税分の控除不足額と住民税所得割分の控除不足額を合計した金額を1万円に切り上げ、調整給付額の支給額となります。

今後の予定でございますが、7月中旬に給付対象者に確認書を送付いたします。必要事項に記入いただき、返送していただきます。受付後、順次口座振込により給付を行ってまいります。最終申請期限は10月31日です。

また、算出に用いる所得税額は、令和5年所得を基にした推計額であります。令和6年分所得税額確定後に給付額に不足が生じた場合には、令和7年以降に追加給付の予定となっております。

次に、議案第3号、令和6年度勝浦町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明をさせていただきます。

科目は総務費となります。

事業名は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けたシステム改修です。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び国民健康保険法により、令和6年12月2日以降健康保険証の交付が廃止となります。マイナンバーカードを取得していない、またはマイナンバーカードと健康保険証を連携していない被保険者には、資格確認証交付を行います。また、新規資格取得時や負担割合の変更時には、資格情報のお知らせの交付を行います。これらの交付を行うための改修となります。

改修費用は、280万4,000円を見込んでおります。財源は、全額社会保障・税番号制度システム整備費補助金となります。

令和6年11月末までにシステムの改修を完了したいと考えております。

以上でございます。

○議長（松田貴志君） 続いて、議案第2号の福祉課関係について。

長友福祉課長。

○福祉課長（長友清美君） おはようございます。

令和6年度勝浦町一般会計補正予算（第1号）について、福祉課の詳細説明をさせていただきます。

歳出、3款1項1目社会福祉費の新たに住民税非課税等となる世帯への給付金事業でございます。

目的は、物価高騰対策として、低所得者支援を補足する給付として一連の給付を行うものでございます。

事業内容は、令和5年度住民税では課税されていた世帯が令和6年度住民税では新たに非課税や均等割のみ課税となった場合に対して給付を行います。対象世帯は、基準日に勝浦町に住民登録があり、令和6年度世帯全員の住民税が非課税となった世帯、もしくは令和6年度住民税が均等割のみ課税者または均等割のみ課税者と非課税者で構成されることとなった世帯で、令和5年度に同様の給付対象となった世帯や、住民税均等割が課税されているものの扶養親族等のみで構成される世帯などは対象外となります。給付額は、1世帯当たり10万円で、対象世帯に18歳以下の児童を扶養している場合は、1児童当たり5万円を加算します。

事業費でございますが、対象世帯数は150世帯、こども加算は10人と見込んでおり、事業費は、特別給付金が1,550万円、印刷製本費6万5,000円、通信運搬費7万1,000円などで、合計1,569万8,000円をお願いするものでございます。

スケジュールとしましては、7月までに要綱を制定し、8月に通知を行い、確認書の返信があったものから順次支払いを予定しております。

財源は、地方創生臨時交付金を充当いたします。

以上で福祉課からの説明を終わらせていただきます。

○議長（松田貴志君） 以上で詳細説明は終了しました。

これより詳細質疑を行います。

議案第1号について質疑はありませんか。

美馬議員。

○7番（美馬友子君） 協議が調ったっていうことは、3月に協定書をまいした結果協議が調ったと理解してよろしいんでしょうか。

○議長（松田貴志君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤信之君） 議員おっしゃるように、2月の熟尽会議で説明いたしましたとおり、小松島市さんとの間で事務委託の協定を締結しております。その協議が調ったということでございまして、規約につきまして議会の議決を受ける必要があるということでございます。

○議長（松田貴志君） 美馬議員。

○7番（美馬友子君） 今後の協議の中で、大体は市長と町長が協議するっていうことなんですが、担当者はどこら辺に入るんか、5月、先月ですか、今年度の第1回の協議は小松島市では行われていると思うんですが、その後、今回、あと3回ほどあります、スケジュールとして最終11月には、最終違う、1回くらい前かな、それこそ予算案が出てくると思うんですが、そんなところには担当課としては協議には入っていけれんっていうことでしょうか。

○議長（松田貴志君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤信之君） 議員おっしゃっているのは、基本計画の策定会議のことかと思います。基本計画の策定会議におきましては年4回というのを予定しておるということでございますが、参加者につきましては委員さんでございまして、勝浦町の担当者としては参加することができませんが、事務レベルで別に、事務担当者で集まっての会議というのは重ねていくことになります。

○議長（松田貴志君） 美馬議員。

○7番（美馬友子君） このスケジュールの中には入れんけど、事務レベル的には情報共有ができるっていうぐらいしか情報はないっていう意味ですか。

○議長（松田貴志君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤信之君） 密に情報交換はしておりますけれども、計画策定会議のことにつきましては、その会の状況をご報告いただいておるというところでございま

す。

○議長（松田貴志君） 美馬議員。

○7番（美馬友子君） 密に情報公開交換できてるってことで安心してますが、密ってどれぐらいを密っていうんですか。

○議長（松田貴志君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤信之君） 顔を合わせての協議もございますが、不明点等、確認点等ございましたら、電話等によりまして確認しながら協議を進めておるというところでございます。

○議長（松田貴志君） 美馬議員。

○7番（美馬友子君） 勝浦町的にもいろんな情報が欲しい、議会にもまだ今後のスケジュール、一切情報がありません。今後、どんなふうにしていかれる予定なんでしょうか。

○議長（松田貴志君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤信之君） 先ほども申しましたが、詳細の情報でありますとか基本計画策定のところで情報がありました場合、分かり次第お示しをしていきたいということふうには考えております。

以上です。

○議長（松田貴志君） 美馬議員。

○7番（美馬友子君） そしたら、先月あった会議のスケジュールなんか、またホームページに載ると思うんですが、その後分かった情報は議会にも説明があるっていうこととして理解してよろしいんでしょうか。

○議長（松田貴志君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤信之君） 内容につきまして、議会に説明するべきものにつきましては、協議をしまして、そういうふうに考えてまいりたいと思っております。

○議長（松田貴志君） 美馬議員。

○7番（美馬友子君） できましたら、情報、早いうちにお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（松田貴志君） 井出議員。

○10番（井出美智子君） 事務の委託をしてしまえば、小松島市がごみ処理の管理

執行を行って、勝浦町は全面的に小松島市に委ねるという立場のわけです。委ねる前に市長と町長が協議をしてよろしくお願ひしますって委託をしてしまえば、小松島市が決めたことを勝浦町が受け入れるということで、あんまり意見とか要望っていうのは出せないような印象があるんですけど、それは大丈夫なんでしょうか。

○議長（松田貴志君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤信之君） 今回の規約の中にも、勝浦町長としまして必要があると認めるときは小松島市長に対し委託事務に係る情報の提供を求めることができるということも盛り込んでございますので、そういった、大筋はその規約にはなるんだけれども、細かい協議についてはできるものと考えております。

○議長（松田貴志君） 井出議員。

○10番（井出美智子君） 細かい中身とか勝浦町の意見っていうのは、この規約によって守られていると理解してよろしいか。

○議長（松田貴志君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤信之君） そういうふうに理解してございます。

○議長（松田貴志君） 篠議員。

○9番（篠 公一君） 関連するんですけれども、議会の関わり方ということで、経費の負担、勝浦町ということになっとんですが、予算は小松島市に計上するというか、なっとんですが、もしもほの予算が小松島議会で議決されて、しかし勝浦町も当然予算はその後で計上するわけです、勝浦町が負担するわけやから。その中で、これはちょっとおかしいんじゃないかというようなことがあった場合に、小松島市が議決しとるもんを勝浦町が後で訂正とか修正とかといいうんはできるんですか。ほれとも、追認という形に、要は議会としてどういうふうにこれに関わっていけるかということなんやけど、そこらあたりはどうなってるんですか。

○議長（松田貴志君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤信之君） 予算の段階で、勝浦町としましては、年度末に負担金というのを支払うという形で予算に関わってくることになりますので、その予算の編成の段階で協議を進めていく、小松島市さんとも話をして進めていくということになるかと思います。

○議長（松田貴志君） 篠議員。

○9番（篠 公一君） 必要な経費について小松島は予算計上するわけや、当然。それに対して勝浦町は、町長と市長の間では協議をするという話になつとう、要はトップではほなこれええですよっていう話になつても、議会に諮ったときに、ちょっとここおかしいんじやないかとかというたときに、もう小松島でほれが議決されとたら、もう後はどないもしやあないという話なんですか。要は、トップだけでは協議することがあるけど、議会としたら、ほれにタッチすると、ほの予算に対して、経費に対してはタッチする機会っていうんはあるんですか。

これは町長に聞いたほうがええんで、町長、どないなるんでこのあたりは。当然町長としては事前にこうやなっていう話で、そうやって意見がいろいろあるとするでしょ。それで小松島が予算計上するということになつとうですがね。勝浦町は、ほな例えば、これにこんだけの金額が要りますという話になって合意しても、それは勝浦町の月々の何には計上されんわけでしょ、予算としたら、今言った委託費としてするわけやから。そこらあたりが、これちょっとおかしいんちゃうんという話になったときにも、これはどないもしやあない、追認するという形になるんですか。

○議長（松田貴志君） 野上町長。

○町長（野上武典君） 事務委託っていう形式になってくるので、予算等の定め方っていうところで、まず小松島市の事務局のほうで予算編成なりを市長に対して提案すると思うんで、そこんところでまず事務レベルでも、また市長と私のほうとでも協議をしてそれぞれが同意をするということになって、それからそれぞれの市町で議会にかけるまでの間に何らかの、特に勝浦町としたら、それまでの間に委員会であるとかそういういたところでの協議は、始めは必要かと思います。大きな意味で、全体の事業費、それに対する勝浦町の負担金というようなものをまず大枠で議会にも報告して、それぞれ了解を得ておく必要があろうかと思います。

できれば毎年のそういう作業っていうのは、特に当初の予算を決めるときには、議会に説明してからそれぞれの議会で提案するというような形になろうかと思うんですが、始めの大枠で決まって勝浦町の負担がどれぐらいになるか、また事業費が当初話したところで変わっていってないかっていうようなところを見ながら、今年度についてはあまり大きな議論っていうんも必要でなくなってくるとは思っているんですが、毎年の状況っていうんは担当課から委員会に対して議員さんにも説明をしていくとい

うような作業が必要かとは思っております。その上でのそれぞれの議会への提案ということになってくるかと思います。

○議長（松田貴志君） 篠議員。

○9番（篠 公一君） 今、町長が言うてくれたように、通常の運営費みたいなんだったらどうこうないと思うんですが、ちょっと何か、こう肝にはなるような案件が出てきた場合、少なくとも委員会ぐらいはまず至急開いて、こういうことということが説明は必要なんでないかなと思いますんで、そこらあたりはよろしくお願いします。

以上です。

○議長（松田貴志君） ほかに質疑はありませんか。

福井議員。

○2番（福井裕美君） お尋ねします。

さっきのご説明の中に、必要なときに応じてっていうのがあったんですけど、必要なときというのはどういうことを想定されてますでしょうか。

○議長（松田貴志君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤信之君） それは勝浦町のほうから、事務レベルでは電話連絡とかそういったことで協議を進めていくんですけども、勝浦町長それから市長レベルでそういうふうな確認をしたいという場合に必要があると認めるときというふうな表現になっておると思っております。

○議長（松田貴志君） 福井議員。

○2番（福井裕美君） 分かるような、分からぬようだ。

こちらとしては損を、やられっ放しとかにはなってほしくないわけなんです。いろんな場面で何かあると思うんですけども、そういう具体的に、おっしゃることは分かるんですけど、もっとこれどういうことみたいな、あると思うんですよ。そういう人は想定されてたほうがいいと思うんですけど。

○議長（松田貴志君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤信之君） 議員おっしゃるように、どういうことっていうようなことの想定は今のところはないですが、ほういった疑問について、必要があったときには情報を求めるができるというふうに解釈してございます。

○議長（松田貴志君） 福井議員。

○2番（福井裕美君） 分かりました。

○議長（松田貴志君） ほかにありませんか。

長尾議員。

○3番（長尾隆資君） 勝浦町と小松島市との歩みのことで進んでいきよんですが、関連で、新しく徳島の市長が替わりまして、徳島市を含めた広域でっていうようなことも新聞とかで読みました。

ほんで、今現在は勝浦町と小松島でもう進んでいくってことで、徳島市からの、例えば呼びかけとかがあった場合にはもう応じないっていう方向で、もうこれで決定で進んでいきよんでしょうか。

○議長（松田貴志君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤信之君） なかなか仮定の話はお答えするのも難しいところはございますが、現在小松島市と広域整備を進めておるという状況でございますので、そういったお話があれば、小松島市さんと相談してどうするか決定していくということになろうかと思います。

以上です。

○議長（松田貴志君） 長尾議員。

○3番（長尾隆資君） ほな、話の進み具合によつては、そういうふうにまた方向が変わることもあるかも分からんということですね。

○議長（松田貴志君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤信之君） 小松島市さんの現施設は老朽化が進んでおりまして、高額の維持管理費がかかっているということもございます。

ですから、時間的に厳しいというところがございますので、これから広域整備ってのは難しいのではないかなというふうには思っております。

○議長（松田貴志君） 長尾議員。

○3番（長尾隆資君） 分かりました。

ここも一つどんなんかなという思いがあつたんで、小松島市と勝浦町で進んでいくっていうような、現在はそういうことでっていうことでほな理解させていただいて、以上になります。ありがとうございました。

○議長（松田貴志君） ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（松田貴志君） それでは、次に行きます。

議案第2号について質疑はありませんか。

美馬議員。

○7番（美馬友子君） 職員の定額減税のことと思うんですけど、新聞では、事務作業は煩雑ですごく大変で休日もっていうことなんですが、この60万円のシステムを入れたら職員の給与は一括でできるんで時間外もないっていう意味で理解してよろしいんでしょうか。

○議長（松田貴志君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 順次、6月分のシステム改修以降の給料で上限に達するまで引いていくっていう、途中で扶養等が変わった場合は年末調整するということまでのシステムということなんで、ほぼシステムで対応できるんでないかなというふうには思ってます、職員全体における。これにかかる時間がそんなにはないと思います。ただ、最初に確認は要るでしょうけど、そういったところだろうと思っております。

○議長（松田貴志君） 美馬議員。

○7番（美馬友子君） 最初の確認だけで、後はこのシステムにのっとつたらいけるっていうことで安心します。

以上です。

○議長（松田貴志君） 内谷議員。

○1番（内谷安宏君） 職員の定額減税の件なんですけれども、これって今年だけの話だと思うんです、まあ来年になってみなきや分からんですけど。

今回、システム改修を入れて、来年定額減税がない状態に戻ったときには、またシステム改修が必要なんでしょうか。それとも今回、システム改修は今年分だけに反映されて、後はもう手をつけなくても元のシステムに戻ると考えてよろしいでしょうか。

○議長（松田貴志君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 翌年度以降、いろいろ報道等出ておりますが、今回の年末調整までに係るシステムでございますので、特に来年度以降なくなったからと

いって改修の必要はないものとは思っております。ただ、来年度またするとなると、何らかの改修がもしかしたら必要になる可能性はあろうかと思ってます。

○議長（松田貴志君） 内谷議員。

○1番（内谷安宏君） 分かりました。ありがとうございます。

○議長（松田貴志君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松田貴志君） それじゃ、次に行きます。

議案第3号について質疑はありませんか。

節議員。

○9番（節公一君） 既にマイナンバーカードと保険証を一体にしどう、全国的には1割にもないみたいなことがこの前新聞に載つとった。勝浦町の場合は、今現在どのぐらい進んどうかっちゅうんは分かるんですか、既にしどう人っていうんは。新聞では1割いっとらんような、全国的には。

○議長（松田貴志君） 小休いたします。

午前10時11分 休憩

午前10時12分 再開

○議長（松田貴志君） 再開いたします。

節議員。

○9番（節公一君） そうしたら、国保の場合、7月末で大体今のやつって有効期限なるでしょ。これ、12月からになってきたら、既にマイナンバーカードと一体になつとう人、この人には新しいやつってのは来んのんですか。

○議長（松田貴志君） 藤井税務課長。

○税務課長（藤井小百合君） 勝浦町国保の場合には、令和6年8月1日に一斉交付いたします。どちらでも使える状態になります。

○9番（節公一君） ほんだけん、既にしどうしどう人もまた……。

○議長（松田貴志君） 節議員。

○9番（節公一君） 来るっていうことやね。

○議長（松田貴志君） 藤井税務課長。

○税務課長（藤井小百合君） この8月は最終の発行になりますので、その分は皆様

にはお送りします。その有効期限が来年の7月31日までありますので、そこまではその保険証も使うことは可能です。

○9番（篠 公一君） そやけん、今……。

○議長（松田貴志君） 篠議員。

○9番（篠 公一君） あと、聞こうと思ったんやけど、有効期限は12月2日からやけ、ほの前ではないわけやね。1年間いけるっていうことやね。

○議長（松田貴志君） 藤井税務課長。

○税務課長（藤井小百合君） 今回、12月2日以降に新しい紙の保険証はもう発行ができなくなりますので、再発行とかもできなくなるんですけれども、今12月2日時点で有効な保険証は1年間有効という経過措置が設けられておりますので、勝浦町の場合は、来年の7月31日までは有効ということになります。

○9番（篠 公一君） 分かりました。

○議長（松田貴志君） 花房議員。

○5番（花房勝一君） マイナンバーカードの健康保険証の一体化に向けた対応についてですが、資格確認証っていうんはどのようなものになりますか。

○議長（松田貴志君） 藤井税務課長。

○税務課長（藤井小百合君） 資格確認証は、現行の保険証のサイズとほぼ変わりません。内容についても、現行の保険証とほぼ同じ内容になります。

これは、マイナンバーカードを取得していないまたは連携していない方になりますので、その方はこの資格確認証を持って医療機関を受診することが可能となります。

○議長（松田貴志君） 花房議員。

○5番（花房勝一君） そしたら、交付を行って、そのような方にどのように、もう手渡しになりますか。

○議長（松田貴志君） 藤井税務課長。

○税務課長（藤井小百合君） この資格確認証をまず最初にお送りするのは、来年の7月になろうかと思います。その段階でマイナンバーカードと保険証の連携ができるない方というのをマイナポータルの、こちらのほうで職権で調査をして、連携してない方に対しては、今までのよう簡易書留として郵送をさせていただく予定しております。

○議長（松田貴志君） 花房議員。

○5番（花房勝一君） 最後に、マイナンバーカード取得と保険証の連携はこれからも進めていかれるのか。これは、住民課になるんだろうと思うんですけど、これはどんなですか。

○議長（松田貴志君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤信之君） 住民課といたしましては、保険証の連携につきましても進めてまいりたいと考えております。

今、手元に詳しい数字はございませんが、勝浦町のマイナンバーカードの交付は79%ぐらいだったかと思います。

○議長（松田貴志君） 花房議員。

○5番（花房勝一君） 最後に、ほの79%の方がどれぐらい保険証と連携をしているかつちゅうんはつかんどうんですか。

○議長（松田貴志君） それは先に言つた。

○5番（花房勝一君） 分からんと言つてはいた。分かりました。

以上です。

○議長（松田貴志君） 井出議員。

○10番（井出美智子君） 保険証の一体化で、お年寄りがマイナンバーカードの取得もできぬしなかなか新しいことに対応できないのでどうなるのかっていうのを聞かれたときに、十分な答えができなかつたんですが、心配しなくとも、来年の7月以降も資格確認証が送られてくるのでそれで受診できますというふうに、もう今からお年寄りの方とかに聞かれても、答へても大丈夫なんですね。

○議長（松田貴志君） 藤井税務課長。

○税務課長（藤井小百合君） 保険者といたしましては、一体化のほうを推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松田貴志君） 井出議員。

○10番（井出美智子君） ありがとうございます。十分理解しておりますが、できない人もおりますので、よろしくお願ひします。

○議長（松田貴志君） 私のほうから1点よろしいでしょうか。

関連なんで、住民課長と税務課長も含めてなんですが、実際79%で、より連携率を高めていかないかん、そう進めていくっていうことなんですが、具体的に今後どのように、まずはマイナンバーの交付率と、さらにここで言うた国保との連携の部分を進めていこうと思われてるのか、具体的なもし何か案があればお聞かせください。

後藤住民課長。

○住民課長（後藤信之君）　今まで進めてきたつもりではございますが、周知とか広報とか、保険証が使えなくなるとかそういうことについてお知らせをしてまいりたいと思っております。

○議長（松田貴志君）　藤井税務課長。

○税務課長（藤井小百合君）　令和6年8月1日から有効の健康保険証をお送りするときに、制度の説明をするチラシのほうを同封いたしたいと考えております。

○議長（松田貴志君）　ほかに質疑はありませんか。

美馬議員。

○7番（美馬友子君）　病院で、マイナンバーカードで保険証連携すると三、四人は待つんです、保険証の処理が。ほれって今後も続くっていうことですか。答えれんかな、病院だったら。

ほやけど、そういうことも知ってほしいなって思います。必ず待ちます。受付してくれとんに遅いなって声かけてくれるんやけど、マイナンバーカードで出したんですって、やっぱりって言われます。

○議長（松田貴志君）　誰か答える方いますか。

○7番（美馬友子君）　情報源が多いけんデータがなかなか取れんだろうなとは思うんですが、ほんでも保険証が続くっていうことは、そういうことが可能性があるということやねっていうこと。

○議長（松田貴志君）　ええな、しゃあないな。もうほな、そのまま置きますね。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松田貴志君）　それでは、以上で詳細質疑は終了しました。

お諮りいたします。

議案第1号から議案第3号までを第二読会に付すことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（松田貴志君） 異議なしと認めます。本件は、第二読会に付すことに決定いたします。

議案第1号から議案第3号までを一括して議題とします。

これより第二読会を開きます。

第二読会における議員間の自由討議を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（松田貴志君） 異議なしと認めます。

それでは、これより総括質疑を行います。

議案第1号について質疑はありませんか。

福井議員。

○2番（福井裕美君） ごみ処理の委託のことです。

小松島さんの言いなりにならないように、しっかりとそれだけ約束していただいて、それで第一読会でも出たように情報を公開していただきたいです。お約束していただけますか。

○議長（松田貴志君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤信之君） 勝浦町として言うべきことは言う形で協議を進めてまいりたいと、こう考えております。

以上です。

○議長（松田貴志君） ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（松田貴志君） 質疑なしと認めます。

議案第2号について質疑はありませんか。一般会計補正予算です。

美馬議員。

○7番（美馬友子君） 第2議案について質疑します。

定額減税の件でございます。

支給対象者想定数1,000人をどんなふうに想定されたかっていうんと、その事務処理に当たる会計年度任用職員の給与が出てますが、その時間、その人数でどれぐらい

かかるかっていうことで想定したんでしようかっていうことが 1 点と、福祉課の、こっちも同じです、150世帯の子供10人の考え方について伺いたいと思います。

○議長（松田貴志君）　藤井税務課長。

○税務課長（藤井小百合君）　人数の想定につきましては、令和6年度課税分のデータを基にデジタル庁の算定ツールに入力をしまして人数のほうを算定しております。

会計年度任用職員の給料につきましては、7月から始まりまして10月31日までが申請期限となっておりますので、その4か月分ということで計算をさせていただいております。

以上です。

○議長（松田貴志君）　長友福祉課長。

○福祉課長（長友清美君）　世帯数の想定ですが、今回の令和6年には、新たに非課税または均等割のみの世帯ということで、前回対象になった世帯を除くことになっております。そちらでなかなか想定が難しかったので、実際に基準日が違うんですが、先にデータを抽出しまして拾い出しをある程度行ったような状況でございます。150世帯というふうに見込んでおります。

それと、子供の加算のほうですが、こちらのほうもこの世帯数に応じたように案分しまして、10人というようなところで見込んでおります。

以上です。

○議長（松田貴志君）　美馬議員。

○7番（美馬友子君）　去年、今年の税のときに、確定申告、ほんなにそこまで困っていないっていうふうな情報から、これぐらいの人たちが大変な状況に追い込まれてるんだなっていうことを理解していますが、早い対応を勝浦町としてもしてほしいなっていう思いだけです。ありがとうございました。

○議長（松田貴志君）　ほかに質疑はありませんか。

福井議員。

○2番（福井裕美君）　お尋ねします。

定額減税3万円の資料ってどこにありますか。これ、第一読会で聞くべきだったかもしれないんですけど、所得税を引かれている方は3万円まで減税してくれるけど、所得税を払わない人はそれが後で申請したら返ってくるんですよねっていうんで、詳

しくお尋ねしたかったんです。すいません、第一読会で聞けばよかったです。お願ひします。

○議長（松田貴志君）　藤井税務課長。

○税務課長（藤井小百合君）　資料につきましては、定額減税一体化給付の概要をご覧ください。

上のほうの定額減税で、3万円掛ける対象人数分になります。所得税の不足分に関しては、令和5年分の申告を基にこちらのほうで推計しておりますので、申請は必要ございません。計算をして不足になるであろうという方に今回調整給付として確認書をお送りさせていただくこととなっております。

以上です。

○議長（松田貴志君）　福井議員。

○2番（福井裕美君）　なるほど。この真ん中の矢印のところなんんですけど、定額減税全額することができない方というのは、うちでいえば、パートさんだったら税金かからない人とかいるんですけども、そういう方もこの3万円を申請すればいただけるっていうことによろしいですか。

○議長（松田貴志君）　藤井税務課長。

○税務課長（藤井小百合君）　所得税が課税されていないけれども住民税の所得割がかかっている方は対象になりますが、所得税、住民税ともに課税されていない方は、この制度の対象にはなりません。

○議長（松田貴志君）　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松田貴志君）　質疑なしと認めます。

議案第3号について質疑はありませんか。国保の補正予算です。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松田貴志君）　それでは、質疑なしと認めます。

以上で総括質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

議案第1号から議案第3号までを第三読会に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（松田貴志君） 異議ありませんので、本件は第三読会に付することに決定します。

議案第1号から議案第3号までを一括して討論と採決を行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（松田貴志君） 異議ありませんので、一括して討論と採決を行うことに決定いたします。

これより第三読会を開きます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（松田貴志君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（松田貴志君） 賛成者多数と認めます。

したがって、議案第1号、小松島市との間における事務の委託についてから議案第3号、令和6年度勝浦町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてまでは、原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～

○議長（松田貴志君） 次に、日程第7、報告第1号、令和5年度勝浦町一般会計繰越明許費繰越計算書についてから、日程第9、報告第3号、一般社団法人かつうら国土と未来振興協会の経営状況についてまでを一括して議題とします。

これより第一読会を開きます。

野上町長から、報告第1号から報告第3号までを一括して趣旨説明を求めます。

野上町長。

○町長（野上武典君） 報告第1号から報告第3号まで説明をさせていただきます。

報告第1号は、令和5年度勝浦町一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります

す。

令和6年度勝浦町マラソン議会ひな会議でご決議いただきました事業につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越し、繰越計算書を調製いたしましたので、議会に報告するものでございます。

報告第2号は、令和5年度勝浦町農業集落排水事業会計繰越明許費計算書についてであります。

同様にひな会議でご決議いただきました事業につきまして、地方公営企業法第26条第3項の規定によりまして、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越し、繰越計算書を調製いたしましたので、議会に報告するものでございます。

報告第3号は、一般社団法人かつうら国土と未来振興協会の経営状況についてであります。

本町が出資して、地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、議会に報告するものでございます。

以上、詳細につきましては、それぞれの担当課長から説明をいたさせますので、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（松田貴志君） 町長の説明が終わりました。

続いて、関係各課長から詳細説明を求めます。

報告第1号について。

中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 報告第1号、令和5年度勝浦町一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。

こちらのほう、2款総務費、2項企画費、勝浦町世帯応援商品券配布事業、翌年度繰越額2,568万9,000円。

続きまして、同じく2款総務費、3項徴税費、定額減税に伴う税システム改修事業206万8,000円。

同じく総務費、4項戸籍住民基本台帳費、住民票等氏名振り仮名対応事業834万9,000円。

3款民生費、1項社会福祉費、物価高騰対応重点支援住民税均等割なども加算給付

金事業1,821万円。

同じく、3款民生費、2項児童福祉費、勝浦町第3期子ども・子育て支援事業計画策定事業160万3,000円。

4款衛生費、1項保健衛生費、新型コロナワクチン接種事業49万5,000円。

5款農林水産業費、1項農業費、地籍調査事業1億2,010万円。

続きまして、7款土木費、2項道路橋梁費、事業、3つございます、道路改良事業1,491万円、橋梁長寿命化事業1,964万3,000円、星谷橋掛け替え事業1,776万8,000円。

同じく、7款土木費、4項住宅費、公営住宅長寿命化計画策定事業627万円。

9款教育費、2項小学校費、小学校プール修繕事業169万8,000円。

10款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費、事業、公共土木施設災害復旧事業8,097万3,000円。

2項農林水産施設災害復旧費、農林水産事業災害復旧事業1,253万8,000円。

合計翌年度繰越額3億3,031万4,000円でございます。

このうち、財源の内訳といたしまして、未収入特定財源5万1,000円、国県支出金2億2,727万5,000円、地方債4,490万円、一般財源5,808万8,000円とさせていただいております。

以上、報告とさせていただきます。よろしくお願ひをいたします。

○議長（松田貴志君） 続いて、報告第2号について。

大上上下水道課長。

○上下水道課長（大上誉司君） 報告第2号の説明をさせていただきます。

令和5年度勝浦町農業集落排水事業会計繰越明許費の計算でございます。

1款資本的支出、1項建設改良費、事業名、農業集落排水施設機能強化対策事業、予算計上額3,700万1,000円、翌年度繰越額3,700万1,000円。財源内訳といたしまして、国庫補助金1,850万円、企業債1,850万円、損益勘定留保資金1,000円です。

事業の内容といたしましては、令和6年ひな会議でご承認いただいた自家発電装置の実施測量の委託料及び工事請負費でございます。

以上でございます。

○議長（松田貴志君） 続いて、報告第3号について。

上村農業振興課長。

○農業振興課長（上村和也君） 報告第3号、一般社団法人かつうら国土と未来振興協会の経営状況についてでございます。

3ページになります。

事業報告、事業の概要になります。

第4期令和5年、当協会は9件の事業を実施しました。勝浦町で3件、上勝町で6件の事業を実施しました。

事業収入は1億8,291万円、計上増減は3,206万4,000円の増加で、一般正味財産は3,291万1,000円の増加となり、黒字経営で健全な運営となっています。実施した事業については表のとおりで、勝浦町で3件、久国1地区前工程、坂本4、5、6地区前工程、坂本8地区前工程と上勝町で6件となっております。

4ページから5ページについては、2の支出の状況、3、業績及び財産の状況、4、協会の状況については記載のとおりでございます。

続きまして、決算報告についてです。

7ページになります。

資産の部、流動資産計2億1,959万7,837円、固定資産計977万606円、資産の部合計2億2,936万8,443円になります。負債の部、流動負債合計2,266万1,304円です。正味財産の部、出資金1億2,000万円、一般正味財産合計8,670万7,139円。出資金と一般正味財産を加え、正味財産合計2億670万7,139円、負債及び正味財産合計2億2,936万8,443円です。

続いて、8ページ、9ページが正味財産増減計算書です。

1、経常増益の部、事業収益1億8,291万円。雑収入を加え、計上収益合計1億8,307万8,874円、2番、経常費用です、事業費1億1,488万5,666円、管理費3,612万8,766円。

9ページになりまして、収入から費用を引きまして、当期の計上増減額3,206万4,442円となりました。2、経常外増益の部、当期と前期を合わせて、今年度の一般正味財産期末残高8,670万7,139円。これに出資金1億2,000万円を合計しまして、正味財産期末合計が2億670万7,139円となります。正味財産期末合計が貸借対照表7ページの正味財産合計と合致しております。

続いて、10ページの収支計算書の報告になります。

1、事業活動収支の部、事業収入1億8,291万円、雑収入16万8,874円、その他の事業活動収入2,408万991円、収入計2億715万9,865円。2、事業活動支出、事業費の支出1億978万7,637円、管理費の支出3,482万8,144円。

次、11ページです。

事業活動支出、計1億6,869万6,772円。事業活動収支の差額3,846万3,093円の増です。2、投資活動収支の部、投資活動収支で、固定資産支出が374万5,676円、支出計が461万5,012円、投資活動支出の部、差額が461万5,012円の減です。この結果、当期の収支の差額が3,384万8,081円です。

次、12ページになりますて、前期の繰越し収支の差額を合計いたしまして、次期への繰越支出差額が1億9,728万533円となります。

支出決算書については以上です。

13ページ、14ページが財産目録になります。

14ページの正味財産合計が2億670万7,139円で、貸借対照表の正味財産合計と正味財産増減計算書の正味財産期末残高と合致しております。ご確認ください。

次に飛びまして、17ページからが第5期令和6年の事業計画になります。

勝浦町では、4件の地籍事業を計画しております。表の中で、星谷1地区前工程、2つ目が坂本8地区後工程、次に坂本4、5、6地区後工程、久国1地区後工程となります。勝浦町分については全て契約済みです。星谷については、6月24日から現地調査を開始する予定となっております。上勝町で4件の地籍調査事業、1件の貯水槽の測量設計業務、それから民間の測量設計業務1件の計10件でございます。

次に、18ページ、正味財産増減予算書になります。

事業収益1億5,519万円、これに雑収入を合計しまして、経常収益合計1億5,769万円を予定しております。事業費の経常費用については、事業費1億2,070万円と管理費2,700万円、これを差し引いて999万円の増を見込んでおります。経常外増益を加え、一般正味財産増減が1,033万円になります。

予算の内訳につきましては、19ページ、20ページに掲載しております。ご確認ください。

次に、21ページ、収支予算書。

事業活動収支の部、事業活動収入合計1億5,769万円、事業活動支出合計1億4,180万円、事業活動収支の差額が1,589万円。投資活動支出の部、固定資産取得支出570万円、その他の投資活動支出100万円、支出合計が670万円、差額がマイナス670万円。この結果、当期支出差額は919万円、次期繰越支出差額が2億647万533円になります。

最後に、22ページ、正味財産期末残高の予算になります。

一般正味財産は、当期増減額を加え9,703万7,139円とプラス資金1億2,000万円を合わせまして、最終正味財産期末の残高が2億1,703万7,139円、最終の残高として予定しております。

以上、報告といたします。

○議長（松田貴志君） 以上で詳細説明は終わりました。

報告3件について質疑はありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松田貴志君） それでは、以上で3件の報告は終了しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（松田貴志君） 次に、日程第10、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松田貴志君） 異議なしと認めます。したがって、本件は原案のとおり派遣することに決定しました。

以上で6月会議の日程は全て終了しました。

これにて散会いたします。

午前10時54分 閉会

以上会議の顛末を記し相違ないことを証するためにここに署名する。

勝浦町議会議長

勝浦町議会議員

勝浦町議会議員